

入会方法&会員規約(2019-2020ver.)

(趣旨)

第1条 本規約は、一般社団法人日本スノーボードトリック検定&認定協会(以下、本協会という)の定款に定める会員に関する事項を定めるものである。

(会員の種類)

第2条 会員の種類は、次の3種とする。

1) 正会員 正会員とは、本協会の趣旨に賛同し入会した個人で、各号に属している会員を言う。

1. 一般会員(一般男子、一般女子)

2. シニア会員

3. ジュニア会員

4. 障害者会員

2) 賛助会員 本協会の事業に賛同し協力するために入会した個人又は法人

3) 名誉会員 本協会に特に功労のあった者で、理事会において承認された者

(会員登録)

第3条 入会を認められた会員は、初回の入会費と年会費の入金日をもって本協会の会員名簿に登録する。

1) 入会にあたり、本協会発行の会員証と検定用カードを付与する。また、会員証、検定用カードの破損又は紛失により再発行する場合の手数料は各500円(税込)とする。

2) 一般男子会員、一般女子会員、シニア会員、ジュニア会員、障害者会員、のいずれか一つに申し込みを行う。(会員年齢種別は別途参照)

(会員の期限)

第4条 会員は当協会の期限内に新規入会を申請、登録を更新するものとし、その期日以降は途中入会者とする。(以下の会員種別一覧表をご参照下さい。)

1) 会員申込み期限

※毎年6月1日から8月31日までが新規入会の申請、登録更新の期限とする。

※期日を過ぎての新規入会は、入会費が¥3,000(税込)から¥4,000(税込)になる。

※期日を過ぎてからの前年度会員の方の更新は、毎年必要な年会費の他、遅延料¥1,000(税込)が必要となる。

2) 有効期限

※通常は、毎年10月1日から翌年9月末日までとなり、途中で入会された場合でも有効期限は9月末日までとなる。

(会員種別一覧表)

正会員様

科目	説明	入会お申し込み&会員更新時期	有効期限	金額
入会費 ※入会年に必要	正入会 (新規入会の方) ※入会申込時期に新規入会した方	毎年6月1日～8月31日	10月1日～9月30日	¥3,000 (税込)
	途中入会 (新規入会の方) ※入会申込時期を過ぎてから新規入会	JSTAAA公認スクールにて常時入会可能	入会日～9月30日	¥4,000 (税込)
年会費 ※毎年更新の際に必要	一般男子、一般女子	毎年6月1日～8月31日	10月1日～9月30日	¥5,000 (税込)
	ジュニアの方 ----- (2012年/平成24年1月1日から 2001年/平成13年12月31日の間 に生まれた方)			¥5,000 (税込)
	シニアの方 ----- (40歳以上の方)			¥5,000 (税込)
	障害者の方 (小学生～大学生)			¥0
	上記以外の障害者の方			¥1,500 (税込)
	前年度会員の皆様 ※更新期日を過ぎてからの更新			JSTAAA公認スクール、または 当協会にて常時更新可能

※新規正入会者→正入会費+年会費 ¥3,000+¥5,000=¥8,000 (税込)

※新規途中入会者→途中入会費+年会費 ¥4,000+¥5,000=¥9,000 (税込)

※会員更新者→年会費のみ ¥5,000 (税込)

※会員期日後更新者→年会費+遅延料 ¥5,000+¥1,000=¥6,000 (税込)

※ジュニア、シニアカテゴリーの方でも任意で一般カテゴリーでご登録が可能ですが、検定級による難易度が変わります。

※会員更新時のみ会員カテゴリーを変更できるものと致します。1級を取得される前の会員カテゴリーの変更は、それまでの取得級の保持は致しかねますのでご注意ください。

※途中入会の方の更新時期も正入会の方と同じ更新時期となります。

※途中入会は、各地のJSTAAA公認スクール現地、または当協会にて承っております。

賛助会員様

科目	種別及び説明	お申し込み&更新時期	金額
入会費			
年会費	個人	毎年6月1日～8月31日	¥10,000/1口
	法人		¥30,000/1口

当協会の事業への賛同の意を表する意味で入会・登録する会員。
運営・実行には直接関与せず、入会金・賛助会費によって組織を支援する会員。

当協会のホームページにて企業様の情報を掲載、また当協会のSNS(Instagram,Facebook)でご紹介
1口→年1回の情報掲載 ※情報掲載は会員様の任意による

(会員年齢種別表)

ジュニア対象年代

2001年	平成13年	17歳
2002年	平成14年	16歳
2003年	平成15年	15歳
2004年	平成16年	14歳
2005年	平成17年	13歳
2006年	平成18年	12歳
2007年	平成19年	11歳
2008年	平成20年	10歳
2009年	平成21年	9歳
2010年	平成22年	8歳
2011年	平成23年	7歳
2012年	平成24年	6歳
2013年	平成25年	5歳

一般対象年代

1979年	昭和54年	39歳
1980年	昭和55年	38歳
1981年	昭和56年	37歳
1982年	昭和57年	36歳
1983年	昭和58年	35歳
1984年	昭和59年	34歳
1985年	昭和60年	33歳
1986年	昭和61年	32歳
1987年	昭和62年	31歳
1988年	昭和63年	30歳
1989年	平成元年	29歳
1990年	平成2年	28歳
1991年	平成3年	27歳
1992年	平成4年	26歳
1993年	平成5年	25歳
1994年	平成6年	24歳
1995年	平成7年	23歳
1996年	平成8年	22歳
1997年	平成9年	21歳
1998年	平成10年	20歳
1999年	平成11年	19歳
2000年	平成12年	18歳

シニア対象年代

1953年	昭和28年	65歳
1954年	昭和29年	64歳
1955年	昭和30年	63歳
1956年	昭和31年	62歳
1957年	昭和32年	61歳
1958年	昭和33年	60歳
1959年	昭和34年	59歳
1960年	昭和35年	58歳
1961年	昭和36年	57歳
1962年	昭和37年	56歳
1963年	昭和38年	55歳
1964年	昭和39年	54歳
1965年	昭和40年	53歳
1966年	昭和41年	52歳
1967年	昭和42年	51歳
1968年	昭和43年	50歳
1969年	昭和44年	49歳
1970年	昭和45年	48歳
1971年	昭和46年	47歳
1972年	昭和47年	46歳
1973年	昭和48年	45歳
1974年	昭和49年	44歳
1975年	昭和50年	43歳
1976年	昭和51年	42歳
1977年	昭和52年	41歳
1978年	昭和53年	40歳

(会員の義務)

第5条

- 1 会員は、定款第2条に定める目的達成のために、自身もスノーボードスポーツを存分に楽しみながら普及活動に努める。
- 2 会員は前項の活動を行うにあたり、諸法令の定めに従うことのほか、定款及び諸規定を遵守しなければならない。
- 3 会員はスポーツ傷害保険、スノーボード保険、傷害保険の何れかに加入していること。
- 4 未成年の方のヘルメット着用を義務付けております。※万が一のお怪我に備えて成人の方のヘルメットの着用を推奨しております。

(会員の権利)

第6条 会員は以下の権利を有する。

1) 本協会認定の一般カテゴリーの検定級

- ジャンプトリック検定 →ステージ1 10級～1級、 ステージ2 6級～1級、
- ボックス検定 →ステージ1 10級～1級、 ステージ2 6級～1級、
- レール検定 →10級～1級、※レール検定はステージ2 がない。
- ハーフパイプトリック検定→ステージ1 6級～1級、 ステージ2 6級～1級、

ジュニア&シニアカテゴリーの検定級

- ジャンプトリック検定 →ステージ1 6級～1級、 ステージ2 6級～1級、
- ボックス検定 →ステージ1 6級～1級、 ステージ2 6級～1級、
- レール検定 →6級～1級、 ※レール検定はステージ2 がない。
- ハーフパイプトリック検定→ステージ1 6級～1級、 ステージ2 6級～1級、

の認定試験を受験することができる。

2) 本協会が主催する級別大会に、大会規則に則り出場することができる。

3) 規定に定められている各種資格認定試験を受験することができる。

4) 先に RAIL 検定の1級を取得された方は、BOX 検定はステージ2から受験出来るものとする。

(退会)

第7条 会員の退会方法は、有効期限内に更新手続きを行わない。任意に退会することができる。

(退会処理)

第8条 公認レスプロ、公認スクール、その他公認資格取得者に関しては、年会費を支払うべきときから1年以上滞納し、かつ催告に応じないときは退会処理となる。

(除名)

第9条 会員が次に該当するときは、社員総会の議決を経て、除名することができる。この場合、その会員に対して社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会の議決前にその会員に弁明の機会を与えなければならない。

1) 本協会の名誉を傷つけ、又は本協会の目的に違反する行為があったとき

(再入会)

第10条 本協会へ再入会をしようとするものは、再入会申請書を本協会へ提出し、再度入会費、または遅延料、再入会年度分の年会費を納める。(上記の会員種別一覧表をご覧ください。)

2 本協会は、再入会申請書を確認し、入会費または、遅延料、年会費入金日をもって再入会手続きをとる。

3 再入会をした場合、検定級、公認資格は退会時のままとする。

4 除名したものについては、いかなる理由があっても本協会へ再入会することができない。

5 その他特別な事情により退会したものについては、本協会が定めたルールに沿って審査し、適切な手続きをとる。

(プライバシーポリシーの改定)

本プライバシーポリシーの内容はお客様に通知することなく変更される場合がありますが、個人情報の利用目的の追加、変更などに関しては、その都度ご連絡させていただきます。